



# 名足小学校安全だより

令和8年4月8日(水)

No. 1

南三陸町立名足小学校

新年度が始まり、学校には子供たちの元気な声が響き渡っています。保護者の皆様や地域の皆様の御協力により、本校の児童は毎日安全に登校しております。改めて御礼申し上げます。

今年度も、この「安全だより」を通して、家庭や地域の皆様に学校の安全教育・防災教育の取組についてお伝えしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以下に、4月の予定をお知らせします。

【通学安全指導】 4月8日(水)～10日(金) 登校時(名足簡易郵便局前、

中山生活センター下の県道)



徒歩や自転車で登校する児童に、車に気を付けて安全に通行するよう教職員が声掛けをします。

【地震・津波対応避難訓練】 4月17日(金)

授業時間に大きな地震が発生し、津波の恐れがあるため、第3次避難場所の名足こども園まで全校で避難するという訓練をします。

【交通安全教室】 4月21日(火) 予備日22日(水)

低学年は交通ルールと安全な歩行について、中・高学年は交通ルールと自転車の安全な乗り方について学習します。



【下校時地震・津波対応避難訓練】 4月27日(月) 下校時(放課後)

登下校時に地震が発生した場合の避難行動と高台避難場所へ移動する避難経路を確認します。当日は徒歩で下校しますが、車の送迎で下校するお子さんは事前に担任まで連絡ください。

## 「保護者の皆様にお願い」

- 21日(火)の交通安全教室では、3年生以上は自転車の安全運転の学習を行いますので、当日の朝までに自転車とヘルメットを学校にお持ちくださいますよう、御協力をお願いいたします。今年度から自転車通学指導は行わない予定です。登校時や休日に自転車を利用するお子さんの家庭は、可能な限り御協力ください。また、当日の朝には、佐信輪業さんの御協力で自転車点検を行います。ぜひ、これを機会に自転車を整備し、安全に使用していただければと思います。
- 本日、緊急時の「児童引渡カード」を配付しました。「記入例」と「昨年度の引渡カード」を参考に記入し、14日(火)まで担任へ提出してください。「昨年度の引渡カード」は御家庭で処分をお願いします。また、今年度から引渡の際には、必要な場合に限り自動車運転免許証などで身分確認をします。これまでのように紙の引取者確認カードは使用しないので、よろしくお願いいたします。
- 「町内小・中学校保護者の皆様にお願い 津波注意報以上が発表された場合」を本日配布いたしました。御確認ください。



## 町内小・中学校の保護者の皆様にお願ひ

# 津波注意報以上が発表された場合

### 引き渡しを行う際の 三つの条件

- ①場所 学校、あらかじめ指定された高台などの避難場所
- ②安全が確認できた場合
  - ・津波注意報が解除された場合
  - ・津波注意報・警報が発表中でも階路の道路状況の安全について教育委員会が確認できたとき ※浸水域は除く
- ③引き渡す相手
  - 保護者等、引渡者の確認ができた場合に校長の判断で引き渡す
  - ・引受者と児童生徒本人との間柄が確認できた場合
  - ・学校以外の避難場所では、校長の指示を受けた学校教職員が引受者と本人との間柄を確認できた場合

## 1 学校にいる場合は、

- (1) 児童・生徒は学校（または避難場所）で待機しています。
- (2) 教育委員会と校長が協議の上判断し、津波注意報以上が解除されなくとも、安全が確認された段階で、保護者（またはそれに代わる方）へ引き渡します。

## 2 自宅・バス停等にいる場合や 通学途中（徒歩・自転車等）の場合は、

- (1) 学校等から連絡がなくとも、自宅待機（避難）させてください。
- (2) 通学途中の場合は、安全な場所（高台）に避難させてください。また、学校が近い場合はそのまま登校させてください。  
※可能な範囲で、安否・所在・連絡先等を学校にお知らせください。  
※各校で経路ごとに安全な避難場所を指導しています。
- (3) 午前6時30分の時点で、津波警報が解除されない場合には、「臨時休業」とします（学校のメールでもお知らせします）。
- (4) 午前6時30分の時点で、津波注意報が解除されなくとも、教育委員会と校長が協議の上、安全であり、登校可能と判断した場合は、メールでお知らせします。

## 3 スクールバス等に乗車中の場合は、

- (1) 学校へ戻ったり、あらかじめ指定された高台へ避難したりします。
- (2) 運転手は、避難場所と児童生徒名を学校へ報告します。
- (3) 学校が児童生徒の安否を把握・確認した後、保護者へメール配信（または電話連絡）をします。  
※乗合バスに乗車中の場合は、乗務員の指示に従って避難します。

## 大雨・土砂災害警報が発表された場合

- (1) レベル5の特別警報や、レベル4の危険警報が発表され、午前6時30分の時点で解除されない場合には、該当する地区の学校を「臨時休業」とします。
- (2) レベル3（大雨警報・土砂災害警報）が発表された場合であっても、時間や状況によっては、「臨時休業」となることがあります。  
※「臨時休業」の場合は、学校からメールでお知らせします。  
※町の防災行政無線の情報に御注意ください。